

倫理違反ホットライン規則

公益社団法人 東京都山岳連盟

(倫理違反ホットライン設定の目的)

第1条 倫理違反を早期に発見し、事態の深刻化を未然に防ぐため、公益社団法人東京都山岳連盟（以下本連盟と略す）役職員の倫理に違反する疑いのある行為について、相談や情報を受け付けるため倫理違反ホットラインを設置する。
また、倫理違反ホットラインの設置により、倫理違反を抑制する効果が期待できる。

(倫理違反ホットラインへの通報者)

第2条 倫理違反ホットラインへの通報者は本連盟の理事・職員・部員・専門委員など役員とする。

- 2 講習会等の事業における受講者などからの倫理違反ホットラインへの受付は、倫理違反ホットラインでは受け付けず、講習等の担当者あるいは係りなどが受け付ける。

(受付担当者)

第3条 コンプライアンス委員会とする。

- 2 倫理違反ホットラインの受付はメールで行うこととする。
- 3 倫理違反ホットラインにより相談や情報を受けた場合は、通報者の名前メールアドレス、電話番号を記録し、倫理違反の疑いのある行為の情報を記録する。
情報は、倫理違反の疑いのある部会名、委員会名、講習会名、倫理違反行為の疑いのある者の名前、倫理違反の疑いのある行為の詳細、日付などとする。
- 4 通報者へは以下を伝えること。
 - ・個人情報の保護が行われること。
 - ・会長の判断により倫理違反調査会が開催される場合があること。
 - ・倫理違反調査会決定事項の通知の要・不要を確認すること。
 - ・倫理違反調査会からのヒアリングがあること。
- 5 相談や情報に関する倫理違反などの判断は行わない。
- 6 倫理違反ホットライン情報ファイルを設置し情報を記載する。
- 7 通報を受け情報を整理した後、コンプライアンス委員会は本連盟会長へ

通報内容を連絡する。会長が倫理違反調査対象となった場合は、副会長または専務理事へ連絡する。また、違反の状況によっては、三役以外の理事や監事へ連絡する。

(倫理違反調査会)

- 第4条 コンプライアンス委員会から連絡を受けた理事または監事は倫理違反調査会を開催し、倫理違反の疑いについては倫理違反調査会が調査する。
- 2 倫理違反調査会については倫理違反調査会規則の通りとする。

(通報者の保護)

- 第5条 通報者の個人情報、コンプライアンス委員会、倫理違反調査会、倫理委員会、理事会以外への開示を禁止する。
- 2 通報者が講習会等本連盟の事業、委員会活動、部会活動において不利益を被らないよう本連盟は十分に配慮する。

(改廃)

- 第6条 本規則の改廃は運営委員会の議決を要する。

(附則)

2017年10月 発効

2019年5月 コンプライアンス委員会の新設により、通報先を総務部長からコンプライアンス委員会へ変更
通報者の個人情報開示にコンプライアンス委員会を追加。
会長への連絡が事務局担当者からコンプライアンス委員会に変更。
倫理違反調査会の開催者へ理事または監事を追加。
通報者の保護に、コンプライアンス委員会、理事会を追加。